環循適発第 2302031 号 環循規発第 2302031 号 令 和 5 年 2 月 3 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生·資源循環局廃棄物適正処理推進課長 廃棄物規制課長

専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。) 第7条第1項ただし書及び第6項ただし書並びに第14条第1項ただし書及び第6項ただ し書に規定される専ら再生利用の目的となる廃棄物について、今般、下記のとおり解釈の 明確化を図ることとしたので通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分 (以下「処分等」という。)を業として行う者については、その業を行うに当たって廃棄 物処理業の許可は要しないとされている(法第7条第1項ただし書及び第6項ただし書並 びに及び第14条第1項ただし書及び第6項ただし書)。また、事業者が、その一般廃棄 物又は産業廃棄物の処分等を他人に委託する場合には、これらの者に委託できるとされて おり(法第6条の2第6項及び第12条第5項)、この場合には、産業廃棄物管理票の交 付を要しないとされている(法第12条の3第1項)。

このことは、専ら再生利用の目的となる廃棄物以外の廃棄物の処分等を主たる業として行っている者であっても同様であり、当該専ら再生利用の目的となる廃棄物の処分等については、廃棄物処理業の許可は要しない。ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物であ

っても、それが再生利用されないと認められる場合には当該許可が必要であることに留意されたい。

なお、法に定められた規制を越える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(平成9年12月26日付け衛環318号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)において周知しているが、専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについても上記の法の内容を踏まえ、適切な運用に努められたい。